

# 日南市中央地区地域包括支援センター

## 重要事項説明書

◆当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(宮崎県指定 第4500400017号)

ご契約者に対する介護予防支援・第1号介護予防支援（以下「介護予防支援等」という。）の提供開始にあたり、事業所がご契約者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

### ～ 目 次 ～

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 提供するサービス
4. 事業実施地域及び営業時間
5. 職員の体制
6. サービスの利用料金
7. 利用料金の請求と支払い方法
8. 業務の委託
9. 事故発生時の対応について
10. 高齢者虐待防止に関する事項
11. サービス利用に関する留意事項
12. 苦情の受付について

## 1. 事業者

法人名	社会福祉法人 日南市社会福祉協議会
法人所在地	宮崎県日南市中央通一丁目1番地2
電話番号	0987-23-1191
代表者名 役職氏名	会長 水元 洋一
設立年月日	平成 21 年 4 月 1 日

## 2. 事業所の概要




事業所の種類	指定介護予防支援事業所
事業の目的	介護保険法に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営む事ができるよう、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者の生活機能の改善を図ることを目的とします。
事業所の名称	日南市中央地区地域包括支援センター
事業所の指定	宮崎県第4500400017号（平成21年4月1日指定）
事業所の所在地	宮崎県日南市中央通一丁目5番地1 グレース日南1階
事業所の電話番号	0987-22-3301
事業所長	所長 水元 洋一
運営方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</li><li>2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は、特定の指定介護予防サービス事業者及び第1号事業者等（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏ることのないように公平・中立に行います。</li><li>3. 日南市、居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組との連携に努めます。</li></ol>
開設年月日	平成 21 年 4 月 1 日

### 3. 提供するサービス

#### <サービス内容>

契約者が居宅での介護予防サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 1 ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントケアプラン（以下「介護予防ケアプラン」という。）を作成します。
- 2 ご契約者の介護予防ケアプランに基づくサービス等の提供が確保されるようご契約者及びその家族等、介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防ケアプランの実施状況を把握します。
- 3 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、介護予防ケアプランを変更します。

介 護 予 防 ケ ア プ ラ ン の 作 成	ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、介護予防サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、介護予防ケアプランを作成します。
介 護 予 防 ケ ア プ ラ ン 作 成 の 流 れ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     ①事業者は、担当職員に介護予防ケアプランの作成に関する業務を担当させます。                 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     ②介護予防ケアプランの作成の開始にあたって、当該地域における介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。                 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     ③担当職員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防ケアプランの原案を作成します。                 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ④担当職員は、前項で作成した介護予防ケアプランの原案に盛り込んだ介護予防サービス等について、保険給付、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。                 </div>

介護予防ケアプランの作成後、便宜の提供	<p>①ご契約者及びその家族等、介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防ケアプランの実施状況を把握します。</p> <p>②介護予防ケアプランの目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>③ご契約者の意思を踏まえて、要支援認定の更新申請及び要介護認定申請等に必要な援助を行います。</p>
介護予防ケアプランの変更	ご契約者が介護予防ケアプランの変更を希望した場合、又は、事業者が介護予防ケアプランの変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、介護予防ケアプランを変更します。
介護保険施設への紹介	ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

#### 4. 事業実施地域及び営業時間

事業実施地域	日南市吾田地区（中平野・桜ヶ丘・松原団地を除く） 細田地区（下方・塩鶴・大堂津1～3区を除く）
事業所の営業日及び営業時間	<p>&lt; 営業日 &gt; 月曜日～金曜日 （国民の祝日に関する法律に規程する休日及び12月29日から1月3日までは除く）</p> <p>&lt; 営業時間 &gt; 8時30分～17時15分</p>
サービスの提供日及び提供時間帯	<p>&lt; 提供日 &gt; 月曜日～金曜日 （国民の祝日に関する法律に規程する休日及び12月29日から1月3日までは除く）</p> <p>&lt; 提供時間 &gt; 8時30分～17時15分</p>

#### 5. 職員の体制 ※職員の配置については、指定基準を順守しています。

副所長	1名（兼務）	
管理者	1名（常勤）	※担当職員を兼ねる

〈担当職員〉

保健師または看護師	1名（常勤）
主任介護支援専門員	1名（常勤）
社会福祉士	1名（常勤）
計画作成担当者	1名以上（常勤）

## 6. サービスの利用料金

介護予防支援等に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

- (1) 利用料金  
4,420円（月額）
- (2) 加算の算定  
初回加算 3,000円  
委託連携加算 3,000円
- (3) その他

交 通 費	通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費（契約書第8条参照）の実費をいただきます。
-------	--

## 7. 利用料金の請求と支払い方法

請 求 方 法	サービスの料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、請求後、10日以内に以下の方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額とします。）										
支 払 方 法	<p>①現金支払 当事業所の職員に領収書と引き換えにお支払いください。 （契約書第8条参照）</p> <p>②銀行振込み 下記指定口座への振込み下さい。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>銀行名</td> <td>宮崎銀行 吾田支店</td> </tr> <tr> <td>預金種類</td> <td>普通預金</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td>4 2 9 3 6</td> </tr> <tr> <td>口座名義</td> <td>日南市社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会長 水元 洋一</td> </tr> </table> <p>※振込用紙が必要な方は当事業所職員にお申し付け下さい。</p>	銀行名	宮崎銀行 吾田支店	預金種類	普通預金	口座番号	4 2 9 3 6	口座名義	日南市社会福祉協議会		会長 水元 洋一
銀行名	宮崎銀行 吾田支店										
預金種類	普通預金										
口座番号	4 2 9 3 6										
口座名義	日南市社会福祉協議会										
	会長 水元 洋一										

## 8. 業務の委託

当事業所では、業務内容の一部又は全部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。契約者の介護予防ケアプランの作成を担当する事業所（当事業所を含む）については、契約者との協議の上、決定します。

指定居宅介護支援事業所は、委託業務の実施にあたって、当事業所と同様、契約書第11条に定める守秘義務を守ります。

## 9. 事故発生時の対応について

当事業者が、利用者に対して行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 10. 高齢者虐待防止に関する事項

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の未然防止、早期発見につなげるための関係機関への連携
- (5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (6) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

## 11. サービス利用に関する留意事項

サービス提供を行う担当職員	サービス提供時に、担当職員を決定します。
担当職員の交替	<p>①ご契約者からの交替の申し出 選任された担当職員の交替を希望する場合には、当該担当職員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の担当職員の指名はできません。</p> <p>②事業者からの担当職員の交替 事業者の都合により担当職員を交替することがあります。担当職員を交替する場合はご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。 (契約書第7条参照)</p>
事業者務	<p>当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。</p> <p>①ご契約者に提供した介護予防支援等について記録を作成しその完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。</p> <p>②ご契約者が他の介護予防支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の介護予防ケアプラン及びその実施状況に関する書類を交付します。</p> <p>③事業者、担当職員又は従業者は、介護予防支援等を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。</p>

	<p>④ご契約者やその家族に対し、介護予防ケアプランに位置付ける介護予防サービス事業者等について、複数の事業者の紹介を求めることが可能であることや当該事業者を介護予防ケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明します。 (契約書第10条、第11条、第12条参照)</p>
<p>損 害 賠 償</p>	<p>事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。 但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。 (契約書第14条参照)</p>
<p>契 約 の 更 新</p>	<p>契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日まで、その他、満了要件に該当するときまでですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。 (契約書第2条参照)</p>
<p>契 約 の 終 了</p>	<p>契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には当事業所との契約は終了します。 ①ご契約者が死亡した場合 ②要介護認定または要支援認定によりご契約者の心身の状況が要介護・自立と判定された場合、基本チェックリスト結果、介護予防支援等の対象者でなくなった場合 ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合 ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合 ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 (契約書第15条参照)</p>
<p>ご契約者からの解約・契約解除の申し出</p>	<p>契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。 ①事業者が作成した介護予防ケアプランに同意できない場合 ②事業者もしくは担当職員が正当な理由なく本契約に定める介護予防支援等を実施しない場合 ③事業者もしくは担当職員が守秘義務に違反した場合 ④事業者もしくは担当職員が故意又は過失によりご契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 (契約書第16条、第17条参照)</p>

<p>事業者からの解約・契約解除の申し出</p>	<p>以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。</p> <p>①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> <p>②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 (契約書第18条参照)</p>
<p>契約解除に際しての解約料</p>	<p>解約料はいたしません。</p>

## 12. 苦情の受付について

<p>苦情受付窓口</p>	<p>■日南市中央地区地域包括支援センター 所在地 日南市中央通一丁目5番地1 グレース日南1階 電話番号 22-3301 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15</p>
<p>その他の苦情受付機関</p>	<p>■日南市役所長寿課介護保険係 所在地 日南市中央通一丁目1番地2 電話番号 31-1160 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15</p> <p>■宮崎県国保連合会介護保険事務局 所在地 宮崎市下原町231番地1 電話番号 0985-35-5301 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:00</p>